

**加賀市医療センター売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営
および入院セット業務事業者選定プロポーザル募集要項**

加賀市医療センターにおける売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営および入院セット業務を行う事業者をプロポーザル方式により選定するため必要な手続き等について定める。

I 業務概要

- 1 業務内容 加賀市医療センターにおける売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営および入院セット業務
(詳細は「加賀市医療センター売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営仕様書および入院セット業務仕様書」のとおり)
- 2 協定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

II 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式とし、公募に応じて本手続により参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選考する。

III 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ公告日から契約日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)第30条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていないこと。
- 4 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- 5 加賀市暴力団排除条例(平成24年加賀市条例第1号)に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 6 平成28年4月から当該企画提案書等の提出日までの間に、石川県内における病床数200床以上の病院(設立主体を問わない。)の売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営業務を3店舗以上かつ5年以上の受託した実績を有すること。

7 次に挙げる税を滞納している者でないこと。

- ア 市町村税（地方消費税を除く。以下同じ。）
- イ 本店が所在する都道府県の事業税
- ウ 消費税及び地方消費税

IV 手続き等

1 プロポーザルの日程（予定）

募集要項等の公表（当院 HP 掲載）	令和 8 年 1 月 9 日（金）
質問書の提出期限	令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 4 時まで
募集要項等の質問回答日	令和 8 年 1 月 22 日（木）
参加表明書及び企画提案書提出期限	令和 8 年 1 月 26 日（月）午後 4 時まで
プレゼンテーション審査	令和 8 年 1 月 30 日（金）
選定結果通知	令和 8 年 2 月 5 日（木）

※日程については、当院の都合で変更する場合があります。

2 資料の公開

（1）資料名

【ホームページにて公開】

- ・加賀市医療センター売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営および入院セット業務事業者選定プロポーザル募集要項

【請求があつた者に送付】

- ・加賀市医療センター売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営仕様書および入院セット業務仕様書
- ・提出書類（様式 1～6）

（2）資料請求先

加賀市医療センター売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営仕様書および入院セット業務仕様書、提出書類（様式 1～6）については、電子メールにて請求すること。

請求先メールアドレス：kikakukeiei@city.kaga.lg.jp

（3）公開期間

令和 8 年 1 月 9 日（金）から令和 8 年 1 月 26 日（月）の間に、加賀市医療センターホームページに資料を公開する。

（4）質問及び回答

募集要項等の内容に質問がある場合は、次により提出すること。

- ア 質問方法 質問書（様式 5）に内容を簡潔に記載し、電子メールの添付ファイルにより提出すること。電話等での口頭による質問は受けない。

- イ 提出先 加賀市医療センター 企画経営課
ウ 提出期限 令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 4 時まで
エ 提出方法 担当者の E メールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先に着信の確認を行うこと
オ 回答方法 令和 8 年 1 月 22 日（木）までに資料の請求があった者に電子メールにて通知する。

3 審査書類の提出

参加者は、本要項等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

（1）提出書類

- ・参加表明書（様式 1）
- ・企業概要書（様式 2）
- ・業務実績証明書（様式 3）
- ・従業員実績調書（様式 6）
- ・納税証明書
- ・登記事項証明書
- ・財務諸表類
- ・プレゼンテーション用資料 5 部

（2）プレゼンテーション資料

プレゼンテーション資料は、別添「加賀市医療センター売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営仕様書および入院セット業務仕様書」を参照し、以下の項目について A4 版用紙（様式任意・ページ数の制限は設けない）を使用し提出すること。

ア 営業内容

○運営方針等

利用者のニーズを考慮した運営基本方針、運営方法等について

○営業時間

営業時間の設定や外来休診日（土日祝日）の営業設定または考え方について

○商品の構成及び価格

利用者のニーズを考慮した取扱商品の構成や価格について

○付加的なサービス

利用者の満足度向上又は職員の福利厚生につながるサービスの提案について

イ 実施体制

○従業員配置及び利用者対応

従業員の待遇教育や配置人数、利用者からの要望や苦情への対応方法について

○病院との連携

院内でのイベントの企画や大規模災害時等における協力体制について

○衛生管理

衛生管理、感染症防止、廃棄物処理、清掃、消毒等、業務運営を清潔かつ安全に行うための取組について

○危機管理

事故防止対策の整備や事故への対応、大規模災害時の業務継続体制について

ウ 地域貢献

○地域への貢献

従業員の地元雇用や地産食材の活用など地域への貢献について

エ 財務関係

○収支計画

収支計算算出根拠の適切性について

○財務状況

財務状況や売店等の運営にあたる経営安定性について

オ 事業実績

○病院における運営実績について

カ 使用料

○使用料の加算等

使用料の加算額に係る提案率について

(3) 提出期限 令和8年1月26日（月）午後4時まで

(4) 提出先 加賀市医療センター 企画経営課

(5) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの間とする。郵送の場合は配達記録が残るものとし、提出期間中に必着とする。

4 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を作成し、加賀市医療センター企画経営課に提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として以降に不利益な取扱いをうけるものではない。

5 選考方法及び審査

優先交渉権者の選定審査は、加賀市医療センター売店・レストラン・職員食堂・自動販売機運営および入院セット業務事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を実施する。

(1) 選定方法

提出のあった企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、次号の評価項目及び評価基準に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加事業者が多数の場合には、一次審査として書類審査を行い、評点上位者を二次審査実施対象者として選定し、二次審査においてプレゼンテーションによる審査を実施する。

また、提案者が1者の場合は、審査委員会が設定した最低点に到達した場合において優先交渉権者とする。

(2) 実施日時、場所及び提案時間等

ア 実施日 令和8年1月30日（金）

イ 実施場所 参加資格を有すると認められた者に後日通知する。

ウ 提案時間 20分間

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 5人以内（うち1名は、委託した場合の実務責任者又は実務担当者とする）

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ当院が準備したプロジェクター（ケーブルによる接続）とスクリーンを利用できるものとする。

キ プrezentationにおいては試食用食品・飲料の配布は行わないこと。

(3) 評価項目【配点合計100点】

ア 営業内容

○運営方針及び設計イメージ図等

利用者のニーズを考慮した運営基本方針、運営方法等を評価

○営業時間

営業時間の設定や外来休診日（土日祝日）の営業設定または考え方を評価

○商品の構成及び価格

利用者のニーズを考慮した取扱商品の構成や価格を評価

○付加的なサービス

利用者の満足度向上又は職員の福利厚生につながるサービスの提案を評価

イ 実施体制

○従業員配置及び利用者対応

従業員の待遇教育や配置人数、利用者からの要望や苦情への対応方法を評価

○病院との連携

院内でのイベントの企画や大規模災害時等における協力体制を評価

○衛生管理

衛生管理、感染症防止、廃棄物処理、清掃、消毒等、業務運営を清潔かつ安全に行うための取組を評価

○危機管理

事故防止対策の整備や事故への対応、大規模災害時の業務継続体制を評価

ウ 地域貢献

○地域への貢献

従業員の地元雇用や地産食材の活用など地域への貢献を評価

エ 財務関係

○収支計画

収支計算算出根拠の適切性を評価

○財務状況

財務状況や売店等の運営にあたる経営安定性を評価

オ 事業実績

○病院における運営実績を評価

カ 使用料

○使用料の加算等

使用料の加算額に係る提案率を評価

(4) 選定結果の通知

令和8年2月5日（木）を目処に、選定結果は提案者全員に書面により通知する。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為が判明した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為が判明した場合
- (5) 募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合
- (6) 提出書類が期限を過ぎても提出されない場合

V 協定

- (1) 選定された優先交渉権者と別途協議を行い、協議が整った場合は協定を締結する。
- (2) 選定された優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と同様の協定手続きを行う。
- (3) 協定内容は要求水準所及び提案者に基づき決定するが、協議のうえで要求水準所の内容を変更する場合もある。
- (4) 本業務が提案に添って良好に遂行できたと認められた場合に限り、令和9年度以降の業務の協定について優先的に当該事業者に協議する。ただし、令和12年度までの継続とし、各年度の当該業務に係る予算が成立することを条件とする。

VI 使用形態、使用許可期間及び使用料

- (1) 事業者は売店等の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けて使用することとする。

- (2) 使用許可期間は使用許可日（令和8年4月1日）から令和9年3月31日までの1年間とし、加賀市病院事業及び事業者のいずれにも異議がない場合は、令和13年3月31日までの更新を認める。（事業者は毎年度、使用許可申請手続きを行うものとする。）なお、更新を希望しない場合は、使用許可期間終了の6箇月前までに書面により意思表示を行うものとする。
- (3) 使用許可期間については、内装工事等の改修及び退去に伴う原状回復期間を含むこととする。
- (4) 使用料
下記①、②、③を合算した額
- ① 仕様書において設定した基準額及び事業者が企画提案書においてこれに加算することとした額
 - ② 光熱水費等事業運営に必要な費用で加賀市病院事業が負担した額
 - ③ 上記①、②に対する消費税相当額

VII その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から優先交渉権者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び当院関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は優先交渉権者の選定以外の目的に使用することはない。ただし、提出書類は加賀市情報公開条例（平成17年加賀市条例第16号）に基づき公開する場合もある。
- (6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (7) 提出書類の提出後の差替え、変更、再提出及び追加については一切認めない。
- (8) 提案者は、審査委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができない。

VIII 書類提出先及び連絡先

〒922-8522 石川県加賀市作見町リ 36 番地
加賀市医療センター 企画経営課 道見、宮地
電話番号 0761-72-1188 (代表)
FAX番号 0761-76-5263
電子メール kikakukeiei@city.kaga.lg.jp